

物価高騰の影響を受ける皆さまを応援します！

水道料金の減免・給付金のご案内

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている皆さまの生活を支援するため、水道の利用状況に応じて、次の2つの支援を実施します。



あなたは①と②のどちらに当てはまりますか？

1

村の上水道を利用している方

村の上水道と給水契約をしている方(官公署等を除く)

支援内容 水道基本料金 月額1,200円×4か月分

最大4,800円を減免します！

対象期間 令和8年10月検針分から
令和9年1月検針分まで

手続き **申請は不要**です
(自動的に適用されます)

対象者 村の上水道の給水契約者
(官公署等を除く)

2

井戸水等を利用している方

令和8年9月1日時点で村の上水道と給水契約をして
おらず、井戸水等を使用している方(官公署等を除く)

支援内容 1世帯または1事業所につき

4,800円を給付します！

申請期間 **令和9年2月28日**まで
(郵送の場合、当日消印有効)

手続き **申請が必要**です
(**2の申請方法**をご覧ください)

対象者 村の上水道と給水契約していない方のうち、
・村内に居住実態のある世帯主
・村内に本店・支店・営業所等を有する
事業者の代表者

2の申請方法

電子申請(推奨)
または**持参・郵送**
にてご提出ください



上記QRコードより
申請できます

提出書類

- ①申請書(様式あり) ※村ホームページからダウンロードできます。
- ②振込先口座が確認できる書類の写し(通帳・キャッシュカード等)
- ③本人確認書類の写し(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ④【村外の住民登録者または事業者のみ】
居住または事業活動の実態を証明できる書類
(電気・ガス等の公共料金の領収書等の写し)



ご注意ください

今回の減免及び給付金の措置により、村からATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
少しでも「怪しい」と感じた場合は
詐欺を疑って、警察等にご相談ください。



お問い合わせ
(申請・制度について)

西郷村 産業建設部 上下水道課
☎0248-25-2912 (受付時間: 平日8時30分~17時15分)

村ホームページはこちらから

